

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 16 日

公益社団法人 日本人間ドック学会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

風しんの第 5 期の定期接種に係る委託料の改定について

「風しんの抗体検査及び風しんの第 5 期の定期接種に係る委託契約書」第 6 条第 3 項の委託料が改定された市区町村について、「風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて」（令和 2 年 1 月 8 日厚生労働省健康局健康課・結核感染症課事務連絡。以下「1 月 8 日事務連絡」という。）に基づき取りまとめましたので報告いたします。

令和元年度に発行されたクーポン券については、「風しんの追加的対策に係る令和 2 年度の対応について（協力依頼）」（令和元年 12 月 20 日厚生労働省健康局健康課・結核感染症課事務連絡）の記 2 に基づき使用可能なものとして取り扱うとともに、被接種者が有効期限を経過した令和元年度に発行されたクーポン券を実施機関に持参した場合は、1 月 8 日事務連絡の記 1 に基づきご対応いただきますよう、委任のあった実施機関へ周知をお願いいたします。